

## 議案第80号

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、準用河川の土地占用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

## 土 地 占 用 料

区 分		単 位	金 額	
			1 級地区	2 級地区
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円 2,100	円 2,100
	第2種電柱		3,200	3,200
	第3種電柱		4,400	4,400
電話柱	第1種電話柱		1,900	1,900
	第2種電話柱		3,000	3,000
	第3種電話柱		4,100	4,100
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	3,800	3,800

送電塔		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,800	3,800
架空線		長さ 1 メートルにつき 1 年	19	19
水管, 下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.07 メートル未満のもの		79	79
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		110	110
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		170	170
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		230	230
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		340	340
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		450	450
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		790	790
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,100	1,100
	外径が 1 メートル以上のもの	2,300	2,300	
鉄道, 軌道その他これらに類するもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,800	3,800
標識類		1 基につき 1 年	3,000	3,000
通路その他これに類するもの	宅地用通路橋 (幅 4 メートル未満のものを除く。)	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	420	270
	農業用通路橋 (幅 4 メートル未満のものを除く。)		110	73
栈橋			250	250
係船くい		1 本につき 1 年	250	250
遊船		1 隻につき 1 年	8,600	8,600

公園，緑地，広場及び運動場			48	48
その他	工作物を伴うもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,900	2,900
	工作物を伴わないもの		2,500	1,600

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 平成30年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して河川区域内の土地を占有している物件について，この条例による改正後の福岡市準用河川流水占用料等徴収条例第3条の規定により算定した土地占用料の額が，次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は，当該物件に係る土地占用料の額は，調整後の額とする。

- (1) 平成30年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市準用河川流水占用料等徴収条例第3条の規定により算定した土地占用料の額
- (2) 平成31年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた土地占用料の額